

松江市告示第498号

市道の供用開始に関する告示

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、松江市都市整備部建設総務課において、告示の日から15日間一般の縦覧に供する。

令和3年8月25日

松江市長 上 定 昭 仁

路線 番号	路線名	供用開始の区 間 起 終 点 点	供用開始日	図面 番号	備考
13164	古 志 原 9 号 線	松江市古志原五丁目1152番1地先 " " 1179番11地先	令和3年8月25日	1	

位置図 No. 1

区域変更路線 古志原9号線



 市道編入区域